



2026年5月21日

各 位

会 社 名 丸尾カルシウム株式会社
代表者名 代表取締役社長 丸尾 治男
(コード番号 4102 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員管理本部長 松田 浩之
(TEL 078-942-2112)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月25日開催予定の第78回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 2026年3月27日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、当社は、第78回定時株主総会での承認を前提として、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とすることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- (2) 機動的な株主還元を実現するため、剰余金の配当等の決定を、従来の株主総会の決議に加え取締役会の決議によって行うことを可能とするための規定を新設し、これに伴う所要の変更を行うものです。
- (3) その他、上記各変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年6月25日(予定)
定款変更の効力発生日 2026年6月25日(予定)

以 上

(別紙)

【定款変更案】

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査役</u>3. <u>監査役会</u>4. 会計監査人 <p>第 5 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査等委員会</u>3. 会計監査人 <p style="text-align: right;"><削除></p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>
<p>第 6 条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第 7 条 当社は、<u>会社法第 1 6 5 条第 2 項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p>第 6 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;"><削除></p>
<p>第 8 条～第 1 0 条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 1 1 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>第 7 条～第 9 条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 1 0 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、<u>取締役会又は取締役会から委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 1 2 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 1 1 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取

現 行 定 款	変 更 案
<p>締役会の決議によって定める。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>11</u>名以内とする。</p> <p><新設></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任し、その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。但し、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する<u>最終の事業年度</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>締役会の決議又は取締役会から委任を受けた<u>取締役の決定</u>によって定める。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、<u>7</u>名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u>、株主総会の決議によって選任し、その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。但し、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する<u>事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役)</p> <p>第23条 <u>代表取締役の選定は、取締役会の決議によつて行う。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長又は取締役社長が招集し、その通知は会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><新設></p> <p>第25条～第27条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p><新設></p>	<p><u>効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長又は取締役社長が招集し、その通知は会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の<u>必要がある</u>ときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第24条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第25条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役会規程)</u></p> <p>第30条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款の</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(監査役の員数)</u> 第 3 0 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p><u>(監査役の選任方法)</u> 第 3 1 条 監査役は、株主総会の決議によって選任し、その選任決議は、当社の議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(任 期)</u> 第 3 2 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>(常勤の監査役)</u> 第 3 3 条 常勤の監査役は、監査役会の決議によって選定する。</p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第 3 4 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p><u>(報酬等)</u> 第 3 5 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>(監査役の責任限定契約)</u> 第 3 6 条 当社は、監査役との間で、会社法第 4 2 3 条</p>	<p>ほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">< 削除 ></p> <p style="text-align: right;">< 削除 ></p> <p style="text-align: right;">< 削除 ></p> <p style="text-align: right;">< 削除 ></p> <p style="text-align: right;">< 削除 ></p> <p style="text-align: right;">< 削除 ></p> <p style="text-align: right;">< 削除 ></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	
<p><新設></p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>
	<p>第31条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p><新設></p>	<p><u>(監査等委員会の招集)</u></p>
	<p>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
	<p>2 監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p><新設></p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p>
	<p>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第6章 計 算</p>
<p>第37条 (条文省略)</p>	<p>第34条 (現行どおり)</p>
<p><新設></p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p>
	<p>第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>
<p>(期末配当金並びに中間配当金の支払)</p>	<p>(剰余金配当の基準日等)</p>
<p>第38条 当社は、毎年3月31日を基準日として、株主総会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</p>	<p>第36条 当社の<u>期末配当の基準日</u>は、毎年3月31日とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>3 前2項の配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3 前2項の配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>